

総価契約単価合意方式の本格導入について

国土交通省大臣官房技術調査課事業評価
保全企画官 塩井 直彦

1. はじめに

近年の厳しい財政状況を反映して、建設投資額はピーク時（平成4年度）から4割以上の減少になっています。過当競争の激化等もあり、建設業の営業利益率も低迷し、社会資本整備を取り巻く状況には大変厳しいものがあります。

このような状況の中で、公共工事の発注者として、工事の入札段階における様々な取り組みだけでなく、工事施工段階あるいは清算段階における変更協議についても適切に行うための取り組みを進めているところです。例えば、「設計変更ガイドライン」の策定や、「設計変更審査会」による変更協議などの取り組みを行っています。

一方で、変更契約における発注者側の積算方法についても、新たな取り組みを始めました。「総価契約単価合意方式」の導入であり、本稿では、この内容について説明します。

2. 総価契約単価合意方式の導入背景、目的

請負代金額の変更があった場合の取り扱いについては、契約書第24条に基づき、甲乙協議して定めることとしています。従来においては、発注者側の契約変更額は、標準積算基準等に基づく単価（官積算単価）で算定しているところですが、請負者の技術的特性等が必ずしも十分に反映されていない額となっている可能性があります。契約変更協議段階で受発注者の認識が異なり、協議が難航することもあります。

このため、当初契約後に総価の内訳として、個々の単価を受発注者間で合意しておくこと（総価契約単価合意方式）により、請負代金額の変更があった場合の金額の算定、部分払い金額の算定等の単価等についての協議の円滑化等を図ることにつながることを目的とします。

結果的に、受注者側の適正な利益の確保につながるるとともに、出来高部分払い等と

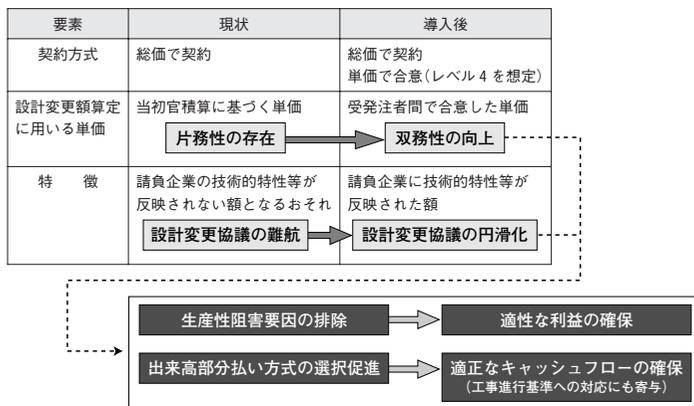
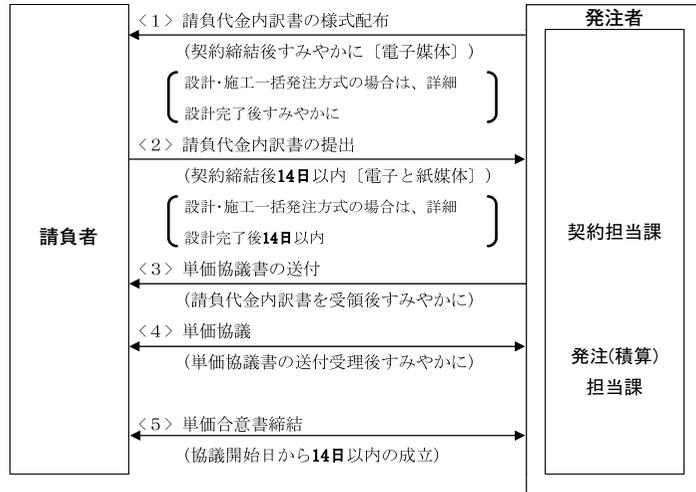


図-1 総価契約単価合意方式の目的



図－3 単価協議・合意の手順

6. 工事内容が変更された場合の扱い

現場条件の変更等により、当初予定していた工事内容とは異なり、当初合意した単価がそのまま使えない場合があります。このため、契約書第24条においては以下のように記載することとしています。

工事請負契約書（請負代金額の変更方法等）
 第24条 請負代金額の変更については、数量の増減が著しく単価合意書の記載事項に影響があると認められる場合、施工条件が異なる場合、単価合意書に記載のない工種が生じた場合又は単価合意書の記載事項によることが不適当な場合で特別な理由がないときにあっては、変更時の価格を基礎として甲乙協議して定め、その他の場合にあっては、単価合意書の記載事項を基礎として甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
 [注] ○の部分には、原則として、「14」と記入する。

請負代金額の変更方法については、原則として単価合意書に記載の合意単価等を基礎として請負代金額を変更することとしています。以下のような場合には、単価合意書に記載の合意単価等を用いることが不適当なことがあるので、変更時の価格を基礎として甲乙協議して定めることとしています。

①数量の増減が著しく単価合意書の記載事項に影響があると認められる場合で、特別な理由がないとき

工事材料等の購入量が大幅に増え材料単価が安くなる場合や、大型の機械により施工することで施工単価が安くなる場合など、著しい数量の増減があった場合。

②施工条件が異なる場合で、特別な理由がないとき

設計図書と現場条件に相違があった場合や、発注者から工事目的物の構造や材料規格について変更を指示した場合など、施工条件が異なる場合。

③単価合意書に記載のない工種が生じた場合で、特別な理由がないとき

単価合意書に添付の単価表又は数量総括表に記載のない項目が生じた場合。

④単価合意書の記載事項によることが不適当な場合で、特別な理由がないとき

請負者の任意性が強いものとして当初一式金額で合意した作業土工について、請負者の責に帰すべきでない作業土工の金額変更が生ずる場合など、上記①から③に該当しないが単価合意書に記載の合意単価等を用いることが不適当な場合。

「特別な理由」とは、請負者の責に帰すべきものとして変更の対象にならない場合

や、大幅な数量増減や施工条件変更にもかかわらず単価変動が無い場合などが該当します。なお、特別な理由がないときに変更時の価格を基礎とするので、「特別な理由があるとき」は「その他の場合」として単価合意書に記載の合意単価等を基礎とすることとなります。

また、甲乙協議とは、これらを踏まえて、請負代金額の変更部分の総額を協議するということです。

さらに、これを踏まえて、発注者側の積算の考え方は以下のとおり考えています。

(a) 直接工事費及び共通仮設費（積み上げ分）の変更額の算定

工事請負契約書第24条においては請負代金変更の際、合意単価以外を用いる4つの場合と合意単価を用いる場合を定めています。これらの場合に用いる積算単価はそれぞれ下記のとおりとしています。なお、単価合意は変更協議等を円滑に行うためのものであり、契約書18条の考え方については、従来と変わるものではありません。

【単価合意書記載の単価以外を用いる場合】

①数量の増減が著しく単価合意書記載の単価に影響があると認められる場合で特別な理由がないとき

当該細別（レベル4）の比率（官積算単価に対する合意単価の比率をいう。以下本項同様）に変更後の条件により算出した官積算単価を乗じる。

（例）「掘削（土砂）」の内容が、「普通土30,000m³未満」⇒「30,000m³以上」となるなど官積算単価が変更。

②施工条件が異なる場合で特別な理由がないとき

・既存の細別（レベル4）の積算条件が変更された場合は、当該細別（レベル4）の比率に変更後の条件により算出した官積算

単価を乗じる。

（例）ダンプトラック運搬において、指定場所の変更により、運搬距離が変更。（図-4の薄緑のケース）

・既存の工種（レベル2）に、新たな種別（レベル3）または細別（レベル4）が追加された場合は、当該工種（レベル2）の比率に官積算単価を乗じる。

（例）「河川土工」に「盛土補強工」が追加。（図-4の青のケース）

③単価合意書に記載のない工種が生じた場合で特別な理由がないとき

・新規に工種（レベル2）が追加された場合の直接工事費及び共通仮設費（積み上げ分）については、合意した工事と施工体制が異なると判断し、標準積算基準により算出した官積算単価とする。（図-4の赤のケース）

ここで新規工種（レベル2）が追加された場合とは、工事工種体系の工種の用語上で同一の用語となる場合を除く。

なお、実施要領単価合意書（単価表）に記載の「変更時の価格を基礎として協議する」とは、新規工種（レベル2）は官積算単価を使用した上で、請負代金額の変更部分の総額を協議するということである。

④単価合意書記載の単価によることが不適当な場合で特別な理由がないとき

上記①または②に該当しないが、合意単価によることが不適当な場合は、当該細別（レベル4）の比率に変更後の条件により算出した官積算単価を乗じる。ただし、当該単価が細別（レベル4）ではなく、工種（レベル2）または種別（レベル3）のものである場合は、当該工種（レベル2）の比率に変更後の条件により算出した官積算単価を乗じる。

（例）「作業土工」（一式）において、目的物の形状変更に伴い数量が増減変更。

【単価合意書記載の単価を用いる場合】

上記①～④以外の場合は、合意単価を用いる。

(例) ①～④に該当しない数量増減変更

以下に、発注者側の単価の変更方法について、簡単なイメージ図を添付します。

7. 最後に

総価契約単価合意方式の導入にあたっては、そもそも、当初の工事の契約内容は何なのか、言い換えると、どこまでが当初工事に含まれているのかを、より明確に示す必要があります。

国土交通省では、平成3年度より、「新土木工事積算大系」の整備に取り組んできました。これは、積算の内容を受発注者間でわかりやすくし、誰が積算しても同じよう

な積算、数量総括表になること、さらには仕様書等の契約書類も統一し、工事目的物が明確に理解できるものにする事です。

今回の総価契約単価合意方式は、この積算大系をベースに、例えば工事内容が変更された場合に、その単価をどのように活用するかも、この大系の柱である積算体系により判断することとしています。

さらに、条件明示の一層の推進もあわせ、工事内容の明確化に努める必要があります。総価契約単価合意方式の取り組みが、受発注者間の適切な変更契約や部分払いの円滑化につながるとともに、引いては受発注者間で良きパートナーシップのもと、よりよい社会資本の整備につながることを期待しています。

【イメージ（築堤・護岸工事における直接工事費の例）】

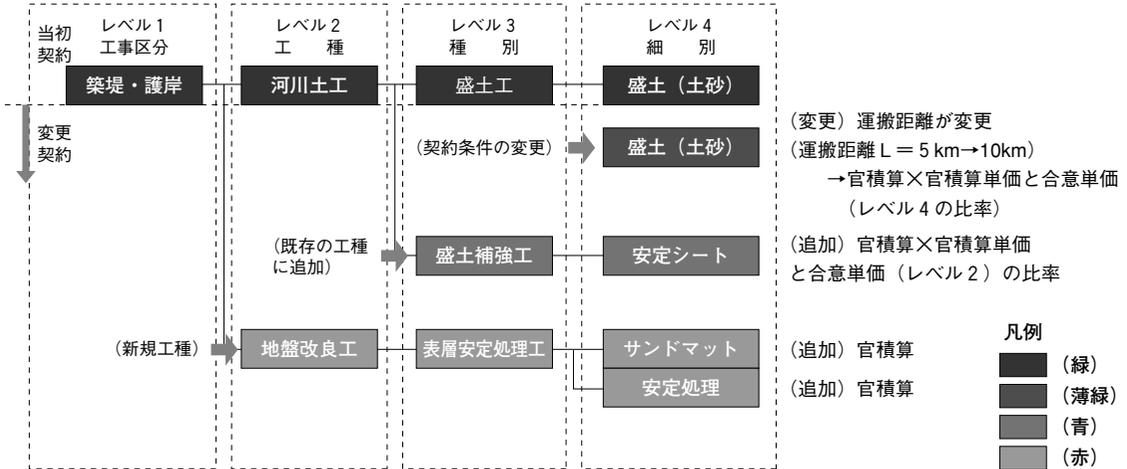


図-4 単価変更の考え方のイメージ

(b) 共通仮設費(率分)、現場管理費、一般管理費等の変更額の算定

間接労務費、工場管理費、共通仮設費(率分)、共通仮設費(イメージアップ経費)、現場管理費、技術者間接費、機器管理費、据付間接費、設計技術費、一般管理費などの率計算により算出する項目については、(a)の単価を基礎として算出した積算基準書で定める対象額に、変更前の対象額に対する合意金額の比率、積算基準書の率式を利用した変更前後の低減割合を乗じて算出することとします。